

令和5年度

第5回恵那市介護保険事業計画策定委員会

開催時期 令和6年1月
(書面開催)

1. 議事

(1) 介護保険料について [協議事項]

資料1 介護保険料(最終案): P.3

参考資料1 介護保険料積算資料: P.4~11

参考資料2 新旧比較表: P.12

**恵那市介護保険運営協議会、地域密着型サービス運営委員会、介護保険事業計画策定委員会
委員名簿**

[任期 令和5年7月19日～令和7年3月31日]

(敬称略、順不同)

区分	no	選出団体等	氏名	備考
被保険者委員	1	恵那市壮健クラブ連合会	山田 忠	
	2	恵那市シルバー人材センター	大木 八重子	
	3	公募	鈴木 裕子	
	4	公募	上野 たき子	
学識経験者	5	恵那市社会福祉協議会	松原 淑明	
	6	恵中医会	長谷川 核三	会長
	7	恵南医会	前野 禎	
	8	恵那歯科医師会	篠原 勝彦	副会長
	9	民生委員・児童委員協議会	鈴木 弘二	
介護サービス提供事業者	10	未来設計おひさま	西尾 由香	
	11	藤の里「結い」小規模多機能ホーム	山本 徳二	
	12	中部デイサービスみさと	野田 充	
	13	特別養護老人ホーム明日香苑	島崎 太郎	
	14	介護老人保健施設ひまわり	水野 修宏	
	15	グループホームいわむらの憩	勝 由美子	
諸団体	16	恵那市シルバー人材センター	鈴木 隆文	
	17	みさと愛の会	坪井 弥栄子	
	18	恵那市障がい者団体連絡協議会	三宅 弘文	
事務局	19	医療福祉部長	鷹見 健司	
	20	〃 次長兼福祉事務所長	古山 小百合	
	21	高齢福祉課長	樋田 正志	
	22	地域包括支援センター所長	早川 みどり	
	23	高齢福祉課課長補佐兼介護保険係長	鈴木 衛功	
	24	〃 高齢福祉係長	宮川 慎二	
	25	〃 介護保険係担当係長	山田 耕司	

介護保険料（最終案）

第1号被保険者の保険料は、所得段階に応じて異なります。本市では、所得段階に応じて13段階に分けて、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度までの介護保険料を、次のとおり定めます。

基準月額 6,050 円(案)

■所得段階別保険料（案）

単位：円

所得段階	対象者		調整率	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護または老齢年金受給者		基準額 × 0.455 (0.285)	2,753 (1,724)	33,000 (20,600)
	本人が市民税非課税	合計所得+課税年金収入 80 万円以下			
第2段階		合計所得+課税年金収入 80 万円超 120 万円以下	基準額 × 0.685 (0.485)	4,144 (2,934)	49,700 (35,200)
第3段階		合計所得+課税年金収入 120 万円超	基準額 × 0.69 (0.685)	4,175 (4,144)	50,100 (49,700)
第4段階	本人が市民税非課税	合計所得+課税年金収入 80 万円以下	基準額 × 0.90	5,445	65,300
第5段階		世帯課税	合計所得+課税年金収入 80 万円超	基準額 × 1.00	6,050
第6段階	本人が市民税課税	合計所得 120 万円未満	基準額 × 1.20	7,260	87,100
第7段階		合計所得 120 万円以上 210 万円未満	基準額 × 1.30	7,865	94,300
第8段階		合計所得 210 万円以上 320 万円未満	基準額 × 1.50	9,075	108,900
第9段階		合計所得 320 万円以上 420 万円未満	基準額 × 1.70	10,285	123,400
第10段階		合計所得 420 万円以上 520 万円未満	基準額 × 1.90	11,495	137,900
第11段階		合計所得 520 万円以上 620 万円未満	基準額 × 2.1	12,705	152,400
第12段階		合計所得 620 万円以上 720 万円未満	基準額 × 2.3	13,915	166,900
第13段階		合計所得 720 万円以上	基準額 × 2.4	14,520	174,200

※年額保険料は月額金額に12を乗じて100円未満を切り捨てています。
 ※()内は、低所得者に対する「公費による保険料軽減強化」により、軽減された介護保険料です。

1 保険料設定の考え方

(1) 給付と負担の関係

65 歳以上の介護保険料（第 1 号被保険者の保険料）は、市町村（保険者）ごとに決められ、その額は、その市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。したがって、市の介護保険料は、介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものとなります。サービスの利用量を多く見込めば保険料は上がり、利用量を少なく見込めば下がることとなります。

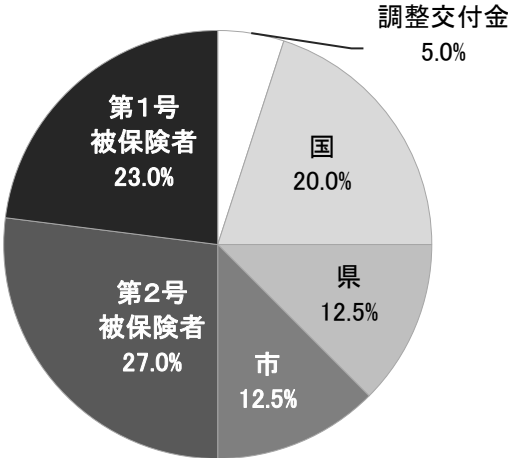
(2) 第 9 期【令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度】計画の財源構成

① 介護給付費の財源構成

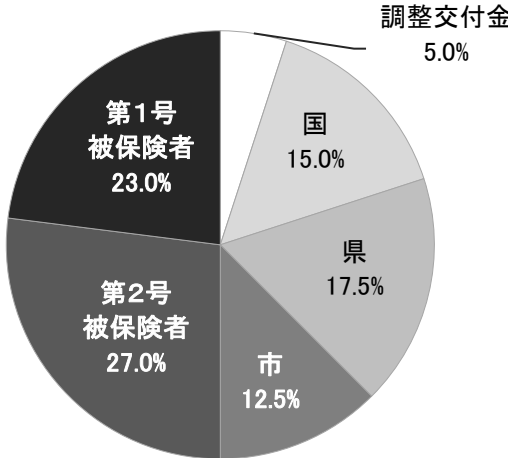
介護給付費の財源は、基本的に、50.0%を公費で賄い、残りの 50.0%は 65 歳以上の第 1 号被保険者と 40 歳～64 歳の第 2 号被保険者が負担する保険料で構成されます。居宅給付費に係る公費分の負担割合は、国が 20.0%、調整交付金^{*}が 5.0%、県と市が 12.5%ずつとなります。また、施設等給付費に係る公費分の負担割合は、国、県、市がそれぞれ、15.0%、17.5%、12.5%、調整交付金^{*}が 5.0%となります。

第 1 号被保険者の保険料と第 2 号被保険者の保険料の割合は、全国平均でみて 1 人あたりの保険料額が第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の間で同一水準となるよう、全国ベースの人数比率で決める仕組みとなっており、令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度の 3 年間については、第 1 号保険料が 23.0%、第 2 号保険料が 27.0%と定められています。

■居宅給付費



■施設等給付費

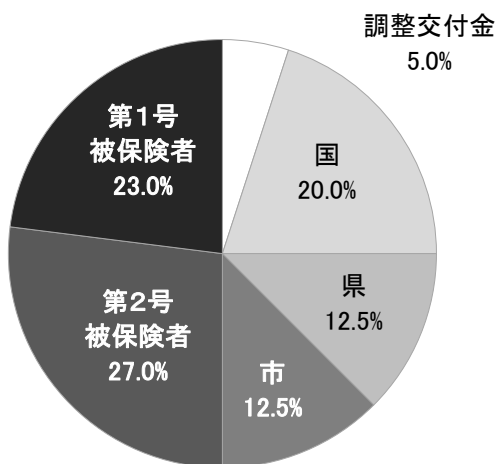


② 地域支援事業の財源

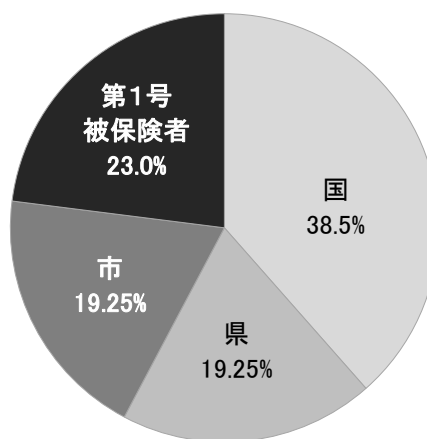
介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、国が 20.0%、調整交付金[※]が 5.0%、県と市の公費負担がそれぞれ 12.5%、残りの 50.0%が 65 歳以上の第 1 号被保険者と 40 歳～64 歳の第 2 号被保険者が負担する保険料で構成されます。

包括的支援事業・任意事業では、第 2 号被保険者の負担はなく、国が 38.5%、県と市の公費負担がそれぞれ 19.25%、残りの 23.0%が 65 歳以上の第 1 号被保険者が負担する保険料で構成されます。

■介護予防・日常生活支援総合事業費



■包括的支援事業・任意事業費



※公費のうち、国の調整交付金は市町村間の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり、第1号被保険者に占める後期高齢者(75歳以上の方)の割合や所得分布の状況により、変動する仕組みとなっています。

(3) 介護給付等のサービスの見込み量・総給付費の算出

地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を用い、以下の手順によりサービス利用量、介護保険料の算定を行います。

第1号被保険者数、第2号被保険者数の推計

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年と、令和22（2040）年度の被保険者数を推計



要支援・介護認定者数の推計

性別、年齢別、要支援・要介護度別の認定率をもとに、推計人口（第1号被保険者数・第2号被保険者数）を乗じて推計



施設・居住系サービスの利用者数の推計

介護老人福祉施設など施設サービス及び認知症対応型共同生活介護など居住系サービスの利用者数を、現在の利用状況、施設等の整備予定等を参考に推計



居宅介護サービス利用者数の推計

推計した要支援・要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を減じ、これにサービス受給率を乗じて推計



総給付費の推計

利用者数推計にサービス別・要介護度別の一人当たり給付額（実績からの推計）を乗じて推計



第1号被保険者保険料額の設定

総給付費をもとに標準給付費を推計、さらに標準給付費に地域支援事業費を加え、調整交付金と介護給付費準備基金の取崩額を加味して保険料基準額を算出
この基準額に段階別で定めている「所得段階別加入割合」を乗じて保険料を設定

2 介護保険給付費の見込み

(1) 介護給付費

■介護給付費の見込み

単位：千円

区分	第9期			合計	長期推計
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度		令和22 (2040)年度
居宅サービス					
訪問介護	487,732	487,683	473,529	1,448,944	471,804
訪問入浴介護	66,955	67,040	64,931	198,926	62,822
訪問看護	207,899	208,523	203,610	620,032	201,981
訪問リハビリテーション	20,132	20,158	20,158	60,448	20,158
居宅療養管理指導	49,583	49,644	48,413	147,640	48,154
通所介護	532,063	533,936	524,327	1,590,326	527,014
通所リハビリテーション	112,792	112,934	111,390	337,116	112,254
短期入所生活介護	203,984	202,912	198,567	605,463	197,065
短期入所療養介護（老健）	23,751	23,781	23,781	71,313	24,807
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	181,060	181,751	177,224	540,035	177,428
特定福祉用具購入費	5,257	5,257	5,257	15,771	5,257
住宅改修費	9,817	9,817	9,817	29,451	9,817
特定施設入居者生活介護	176,967	177,191	174,536	528,694	179,422
居宅介護支援	285,198	286,543	281,174	852,915	281,579
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	926	927	927	2,780	927
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	142,003	142,182	140,717	424,902	141,229
地域密着型通所介護	250,744	251,061	246,603	748,408	250,042
小規模多機能型居宅介護	219,730	216,695	216,695	653,120	218,135
認知症対応型共同生活介護	487,936	488,553	485,430	1,461,919	488,577
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	183,507	183,740	179,766	547,013	179,766
複合型サービス	0	0	0	0	0
施設サービス					
介護老人福祉施設	1,049,711	1,051,039	1,085,675	3,186,425	1,112,433
介護老人保健施設	667,505	668,350	668,350	2,004,205	666,208
介護医療院	4,400	4,405	4,405	13,210	4,405
介護給付費計（I）	5,369,652	5,374,122	5,345,282	16,089,056	5,381,284

(2) 介護予防給付費

■介護予防給付費の見込み

単位：千円

区分	第9期				長期推計
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	合計	令和22 (2040)年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	1,618	1,620	1,620	4,858	1,620
介護予防訪問看護	17,863	17,885	17,642	53,390	16,989
介護予防訪問リハビリテーション	6,066	6,074	6,074	18,214	6,074
介護予防居宅療養管理指導	1,942	1,944	1,944	5,830	1,835
介護予防通所リハビリテーション	29,581	30,100	29,618	89,299	28,879
介護予防短期入所生活介護	472	472	472	1,416	472
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	14,264	14,334	14,123	42,721	13,628
特定介護予防福祉用具購入費	319	319	319	957	319
介護予防住宅改修費	2,942	2,942	2,942	8,826	2,942
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	15,104	15,179	14,955	45,238	14,450
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	705	706	706	2,117	706
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,809	4,815	4,815	14,439	4,815
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,697	5,705	5,705	17,107	5,705
予防給付費計（Ⅱ）	101,382	102,095	100,935	304,412	98,434

単位：千円

区分	第9期				長期推計
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	合計	令和22 (2040)年度
総給付費（Ⅰ）＋（Ⅱ）	5,471,034	5,476,217	5,446,217	16,089,056	5,479,718

(3) 標準給付費

■標準給付費の見込み

単位：千円

区分	第9期				長期推計
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	合計	令和22 (2040)年度
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	5,471,034	5,476,217	5,446,217	16,393,468	5,479,718
特定入所者介護（予防）サービス費等給付額（財政影響額調整後）	138,826	139,370	138,035	416,232	135,579
高額介護（予防）サービス費等給付額（財政影響額調整後）	107,168	107,608	106,577	321,353	104,442
高額医療合算介護（予防）サービス費等給付額	15,894	15,894	15,768	47,556	15,704
審査支払手数料	5,864	5,864	5,817	17,544	5,794
標準給付費見込額（合計）	5,738,787	5,744,953	5,712,414	17,196,154	5,741,237

※単位未満は四捨五入により端数処理しているため、合計が合わないことがあります。

(4) 地域支援事業費

■地域支援事業費の見込み

単位：千円

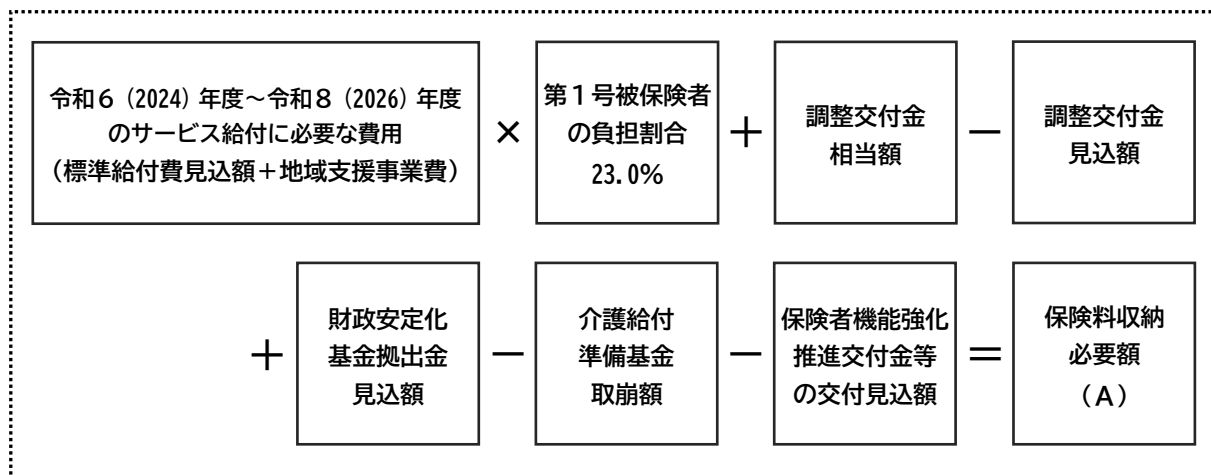
区分	第9期				長期推計
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	合計	令和22 (2040)年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	146,366	146,366	146,366	439,099	118,856
包括的支援事業・任意事業費	91,082	91,082	91,082	273,246	78,549
包括的支援事業費（社会保障充実分）	4,618	4,618	4,618	13,854	4,618
地域支援事業費（合計）	242,067	242,067	242,067	726,200	202,024

※単位未満は四捨五入により端数処理しているため、合計が合わないことがあります。

3 所得段階別保険料

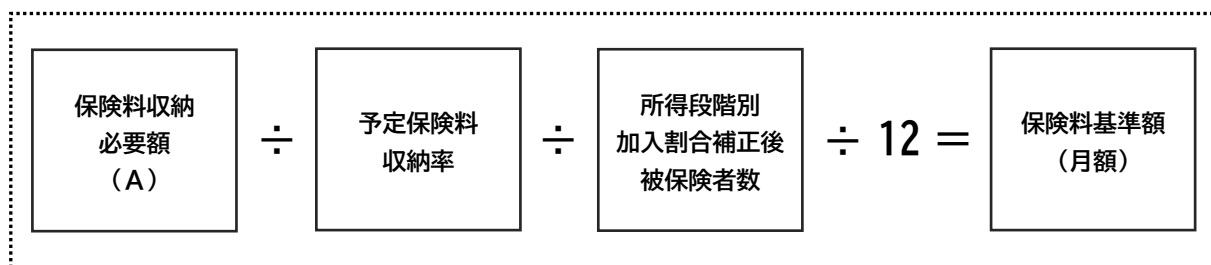
(1) 介護保険料収納必要額

保険料収納必要額は、次の方法で計算します。



(2) 保険料基準額

保険料基準額は、次の方法で計算します。



■保険料基準額の算出

単位：千円

区分	第9期				長期推計
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	合計	令和22 (2040)年度
標準給付費見込額①	5,738,787	5,744,953	5,712,414	17,196,154	5,741,237
地域支援事業費②	242,067	242,067	242,067	726,200	202,024
介護予防・日常生活支援総合事業費③	146,366	146,366	146,366	439,099	118,856
包括的支援事業・任意事業費④	91,082	91,082	91,082	273,246	78,549
包括的支援事業(社会保障充実分)⑤	4,618	4,618	4,618	13,854	4,618
第1号被保険者負担分相当額⑥ ((①+②)×23%)	1,375,596	1,377,015	1,369,530	4,122,141	1,545,248
調整交付金相当額⑦ ((①+③)×5%※1)	294,258	294,566	292,939	881,763	293,005
調整交付金見込交付割合⑧ ((23%+5%)-(23%×⑨×⑩))	5.95%	5.82%	5.51%		6.15%
後期高齢者加入割合補正係数⑨	0.9341	0.9393	0.9525		0.9313
所得段階別加入割合補正係数⑩	1.0263	1.0268	1.0268		1.0263
調整交付金見込額⑪ ((①+③)×⑧)	350,167	342,875	322,819	1,015,861	360,396
財政安定化基金拠出金見込額⑫	0	0	0	0	0
介護給付準備基金取崩額⑬				267,000	-
保険者機能強化推進交付金等の 交付見込額⑭				36,000	-
保険料収納必要額⑮ (⑥+⑦-⑪+⑫-⑬-⑭)				3,685,043	-
予定保険料収納率⑯				99.00%	-
所得段階別加入割合補正後被保険者数⑰				51,268	-
年額保険料⑱ (⑮÷⑯÷⑰)				72,600円	-
月額保険料 (⑱÷12)				6,050円	-

※端数処理をしているため計算が合わないことがあります。

※1 調整交付金割合

修正前
(R5.12.22 : 介護保険事業計画策定委員会資料)

第1号被保険者の保険料は、所得段階に応じて異なります。本市では、所得段階に応じて13段階に分けて、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度までの介護保険料を、次のとおり定めます。

基準月額 6,050 円(案)

■所得段階別保険料（案） 単位：円

所得段階	対象者	調整率	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護または老齢年金受給者	基準額 × 0.275	1,664	19,900
	合計所得+課税年金収入 80 万円以下			
第2段階	世帯非課税 本人が市民税非課税 合計所得+課税年金収入 80 万円超 120 万円以下	基準額 × 0.48	2,904	34,800
第3段階	世帯非課税 本人が市民税非課税 合計所得+課税年金収入 120 万円超	基準額 × 0.685	4,144	49,700
第4段階	世帯課税 合計所得+課税年金収入 80 万円以下	基準額 × 0.90	5,445	65,300
第5段階	世帯課税 合計所得+課税年金収入 80 万円超	基準額 × 1.00	6,050	72,600
第6段階	本人が市民税課税	合計所得 120 万円未満	基準額 × 1.20	7,260
第7段階		合計所得 120 万円以上 210 万円未満	基準額 × 1.30	7,865
第8段階		合計所得 210 万円以上 320 万円未満	基準額 × 1.50	9,075
第9段階		合計所得 320 万円以上 410 万円未満	基準額 × 1.70	10,285
第10段階		合計所得 410 万円以上 500 万円未満	基準額 × 1.90	11,495
第11段階		合計所得 500 万円以上 590 万円未満	基準額 × 2.1	12,705
第12段階		合計所得 590 万円以上 680 万円未満	基準額 × 2.3	13,915
第13段階	合計所得 680 万円以上	基準額 × 2.4	14,520	174,200

※年額保険料は月額金額に12を乗じて100円未満を切り捨てています。

基準月額、所得段階別保険料などは、令和5年12月22日現在の推計であり、国の法改正や報酬改定により見直すことがあります。

修正後（最終案）

第1号被保険者の保険料は、所得段階に応じて異なります。本市では、所得段階に応じて13段階に分けて、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度までの介護保険料を、次のとおり定めます。

基準月額 6,050 円(案)

■所得段階別保険料（案） 単位：円

所得段階	対象者	調整率	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護または老齢年金受給者	基準額 × 0.455 (0.285)	2,753	33,000
	合計所得+課税年金収入 80 万円以下			
第2段階	世帯非課税 本人が市民税非課税 合計所得+課税年金収入 80 万円超 120 万円以下	基準額 × 0.685 (0.485)	4,144	49,700
第3段階	世帯非課税 本人が市民税非課税 合計所得+課税年金収入 120 万円超	基準額 × 0.69 (0.685)	4,175	50,100
第4段階	世帯課税 合計所得+課税年金収入 80 万円以下	基準額 × 0.90	5,445	65,300
第5段階	世帯課税 合計所得+課税年金収入 80 万円超	基準額 × 1.00	6,050	72,600
第6段階	本人が市民税課税	合計所得 120 万円未満	基準額 × 1.20	7,260
第7段階		合計所得 120 万円以上 210 万円未満	基準額 × 1.30	7,865
第8段階		合計所得 210 万円以上 320 万円未満	基準額 × 1.50	9,075
第9段階		合計所得 320 万円以上 420 万円未満	基準額 × 1.70	10,285
第10段階		合計所得 420 万円以上 520 万円未満	基準額 × 1.90	11,495
第11段階		合計所得 520 万円以上 620 万円未満	基準額 × 2.1	12,705
第12段階		合計所得 620 万円以上 720 万円未満	基準額 × 2.3	13,915
第13段階	合計所得 720 万円以上	基準額 × 2.4	14,520	174,200

※年額保険料は月額金額に12を乗じて100円未満を切り捨てています。
※()内は、低所得者に対する「公費による保険料軽減強化」により、軽減された介護保険料です。

